

令和4年第8回臨時会

# 湯前町議会議録

開会 令和4年10月28日

閉会 令和4年10月28日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和4年第8回臨時会

会 期 令和4年10月28日(金) 1日間

## 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
10	28	金	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議



## 令和4年第8回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和4年10月28日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

### 1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第5号	専決処分承認について(令和4年度湯前町一般会計補正予算(第8号))
日程第4	承認第6号	専決処分承認について(令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第3号))
日程第5	承認第7号	専決処分承認について(令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号))
日程第6	議案第54号	令和4年度湯前町一般会計補正予算(第9号)について
日程第7	議案第55号	令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第5号)について
日程第8		議員派遣について
日程第9		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

### 2. 応招議員

1番	吉田精二	4番	椎葉弘樹
3番	遠坂道太	6番	黒木龍次
5番	森山宏	8番	金子光喜
7番	味岡恭	10番	倉本豊
9番	山下力		

### 3. 不応招議員

2番 西靖邦

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長    赤 池 昌 信    議 会 事 務 局 係 長    勘 米 良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	北	崎	真	介	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	中	園	誠	二	企	画	観	本	山	り	か
農	林	稲	森	一	彦	教	育	課	浅	田		徹
農	林	高	橋	誠								
振	興											
課	長											
兼	農											
業	委											
員	會											
事	務											
局	長											
會	計											
管	理											
者												

開会 午前10時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和4年第8回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、遠坂議員および椎葉議員を指名します。

-----○-----

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

#### **日程第3 承認第5号 専決処分承認について（令和4年度湯前町一般会計補正予算（第8号））**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第3、承認第5号、「専決処分承認について（令和4年度湯前町一般会計補正予算（第8号））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** おはようございます。本日の臨時議会どうぞよろしくお願いいたします。それでは承認第5号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年台風14号災害における災害復旧事業等に伴い、湯前町一般会計予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○総務課長（西村洋一君）** それでは、承認第5号、専決処分承認について、御説明い

たします。

去る9月19日に、非常に強い勢力で九州地方を直撃しました台風14号により、被害を受けました公共施設をはじめ、道路・河川・農業用施設など、早急に機能の回復を図らないと住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されたところでもございました。

そこで、迅速に復旧作業を行うには、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、令和4年9月20日付けで、一般会計補正予算（第8号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により本臨時会において議会の皆様に報告し承認を求めるものでございます。

事項別明細書の歳出13ページを御覧ください。

歳出から御説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7交通安全対策費、節10需用費81万円は、野中田1区のカーブミラー倒壊と長岡トンネルの防犯灯が点灯しなくなりましたので、その修繕料を計上いたしました。

目8防災諸費、節10需用費72万6,000円は、避難所用の備蓄毛布が不足したことから、次の災害に備え200枚の追加購入の費用を計上いたしました。

目10情報通信管理費、節10需用費50万円は、町内6か所で光ケーブルが断線したことから、その修繕料を計上いたしました。

款3民生費、項1社会福祉費、目3社会福祉施設費、節10需用費300万円は、災害時の調達救護物資集積場所に指定しております高齢者生活福祉センター屋外運動場の屋根シートが破損しましたので、その修繕料を計上いたしました。

款5農林水産業費、項1農業費、目6農村環境改善センター管理費、節10需用費150万円は、災害時の避難所に指定しております農村環境改善センターの屋根、屋外便所の雨どい、駐車場の外灯が破損しましたので、修繕料を計上いたしました。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節10需用費60万円は、町道等の通行に支障がある倒木の撤去費用を計上いたしました。

14ページを御覧ください。

項3河川費、目1河川総務費、節10需用費60万円は、都川などに流れ込んだ流木の撤去費用を計上いたしました。

項4都市計画費、目1公共下水道費、節10需用費10万円は、古城地区のマンホールポンプが故障し、制御盤の部品取替えのための費用を計上するため、下水道特別会計へ繰り出しました。

項5住宅費、目1住宅管理費、節10需用費150万円は、町営住宅の瓦やスレートが破損しましたので、その修繕料を計上いたしました。

節14工事請負費200万円は、上京手住宅2号が被害を受けたことに伴い、修繕の検討

を行いました。建物自体の建設が昭和 43 年ということで、すでに 50 年以上が経過しており、再利用の見込みも立たないことから解体という判断を下し工事費を計上しました。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費 10 万円は、自転車置き場の屋根が破損しましたので、修繕料を計上いたしました。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費 130 万円は、校舎雨漏れ、園芸施設と倉庫の破損、音楽室の軒天の破損などありましたので、修繕料を計上いたしました。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農業用施設災害復旧費、節 10 需用費 1,500 万円は、町田川及び長谷場の沈砂池など、農業用施設に堆積した土砂を浚渫する費用として、修繕料を計上いたしました。

項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費、節 10 需用費 250 万円は、浅巻谷川と大谷川に堆積した土砂を浚渫する費用として、応急修繕料を計上いたしました。

目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 10 需用費 300 万円は、町道向田上辻線と町道辻線に堆積した土砂の撤去費用として、応急修繕料を計上いたしました。

次に、歳入です。12 ページを御覧ください。

今回の補正財源として款 10 地方交付税 287 万 3,000 円と、款 19 繰越金 3,036 万 3,000 円を、それぞれ計上しました。

以上、説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

**○1 番（吉田精二君）** 今回の補正の中で、修繕料ですけれども、修繕料の中に土砂の浚渫というのがありますが、支出項目の確認なんですけれども、土砂の浚渫だけするのは、修繕料でよろしいのでしょうか。私が思うに、浚渫は委託料のほうで出したほうが適当ではないかと思いますが、その見解をよろしくお願いします。

**○農林振興課長（稻森一彦君）** 浚渫につきましては、修繕料で上げております。修繕料の解釈といたしまして、原形に戻すといえますか、ということは、修繕料に該当するということになっておりますので、修繕料で上げております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3 番（遠坂道太君）** 学校管理費の中の、中学校の修繕料ですけれども、130 万円上がっておりますが、屋根の雨漏りということで説明がありましたが、これは数年前に雨漏りの修理をしたわけですが、なぜ雨漏りするようになったのか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

**○教育課長（浅田 徹君）** 中学校校舎の雨漏りでございますけれども、エレベーターのシャフトがございまして、ちょうど 2 階の屋上部分にエレベーター管理室がございまして、そこの排水ドレーンが一箇所になっております。そこに台風で、葉っぱとかごみが



溜まりまして、そこに水たまりが発生して、それが伝い漏れて、1階まで雨漏りしたということですので、通常でありますと、修繕しておりますので、雨漏りしませんが、今回台風によって、飛来物があったということで、水が溜まって雨漏りしたと、そういった状況でございました。

**○3番（遠坂道太君）** 一応今課長のほうから説明がありましたけれども、いかなる場合でも、そのへんを想定した中での雨漏りの補修ではなかったろうかと思えますけども、やはり今後はそのへんも考えながら取り組んでいかねばと思います。

**○教育課長（浅田 徹君）** 今回ドレーンの詰まりということでしたので、一応学校に大雨前の点検、それから大雨時の確認等は一応頂くようお願いしたところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第5号、「専決処分承認について（令和4年度湯前町一般会計補正予算（第8号））」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

-----○-----

#### **日程第4 承認第6号 専決処分承認について（令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号））**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第4、承認第6号、「専決処分承認について（令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 承認第6号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

台風14号により、下水道マンホールポンプ施設の電気設備に不具合が生じ、発電機により応急稼働をする必要が生じたことに伴い、湯前町下水道事業特別会計予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○建設水道課長（中園誠二君）** 承認第6号、令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）専決処分について、御説明いたします。

今回の補正は、台風14号による災害復旧について、早急な対応が必要であり、議会を招集し審議していただく時間的余裕がないため、専決処分としたものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明いたします。10ページをお願いします。

款2下水道維持管理費、項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費、節13使用料及び賃借料につきましては、10万円を計上しました。

これにつきましては、町内のマンホールポンプ2か所におきまして、カミナリが原因と思われる故障が発生し、汚水の圧送ができない状態になったため、急遽、発電機を設置し対処したことに伴います発電機の賃借料になります。

次に歳入になります。9ページをお願いします。

先ほど、歳出で説明いたしました、発電機賃借料の財源としまして、款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金として、10万を計上しました。

以上、簡単ですが、令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）専決処分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○4番（椎葉弘樹君）** 使用料及び賃借料に10万円ということで、発電機ということは理解できるのですが、前回の9月26日の全協の際に、制御盤の部品を交換されたということで説明を受けているんですが、そのぶんの費用というのは発生しなかったのでしょうか。

**○建設水道課長（中園誠二君）** 制御盤の修繕については、現在、当初から組んでおりました修繕料のほうで対処しております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第6号、「専決処分承認について（令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号））」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第5 承認第7号 専決処分承認について（令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号））**

○議長（倉本 豊君） 日程第5、承認第7号、「専決処分承認について（令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第7号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

台風14号により、流れ出た土砂が取水施設で閉塞し、浄水施設へ送水できなくなったことに伴い、緊急的に浚渫する必要が生じたことから、湯前町水道事業会計予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 承認第7号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）専決処分について、御説明いたします。

水道会計につきましても、台風14号による災害復旧について、早急な対応が必要であり、専決処分をお願いするものでございます。

内容につきましては、台風14号による増水により、上水道取水堰に大量の土砂が流入し、浄水場への水道原水の流入が極端に減少したことに伴いまして、堆積した土砂撤去にかかる費用、50万円を計上したものです。

4ページを御覧ください。

第2条、収益的支出の補正になります。

令和4年度 湯前町水道事業会計予算第3条に定めた、収益的支出の予定額を補正するもので、科目、第1款、収益的支出の予定額5,983万円に、50万円を追加し、6,033万円に。第1項、営業費用5,385万2,000円に、50万円を追加し、5,435万2,000円とするものです。

10ページをお願いします。

令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）見積の基礎により御説明いたします。

款 1 収益的支出、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水、節 6 修繕料に、取水施設土砂浚渫修繕料として、50 万円を増額するものです。

以上で、令和 4 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）専決処分の説明を終わります。 よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） 今回の土砂の浚渫は、全協の際には応急修繕ということで説明を受けていたんですが、今回の 50 万円というのは、この応急的な処置と考えてよろしいでしょうか。

○建設水道課長（中園誠二君） はい、緊急を要する応急的な修繕となります。

○4 番（椎葉弘樹君） そうなりますと本対処としましては、土砂が流入しないような工事というの、今後考えていかれるのでしょうか。

○建設水道課長（中園誠二君） 対処につきましては、本年度予算でウォータースクリーンという設備を設置する予定でございます。年度内には竣工する予定であります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 7 号、「専決処分承認について（令和 4 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号））」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第 7 号は、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 6 議案第 54 号 令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 9 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 54 号、「令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 9 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 54 号、令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 9 号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額に、それぞれ 1 億 6,655 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 50 億 9,740 万 5,000 円とするものでございます。

また併せまして、地方債の補正も行うところでございます。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）関係の事業費と、台風 14 号にて被災した各種施設の測量設計業務の委託料を計上するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**○総務課長（西村洋一君）** 議案第 54 号、一般会計補正予算（第 9 号）について、御説明いたします。

議案書の事項別明細書の歳出から御説明いたします。13 ページを御覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、節 10 需要費 104 万 7,000 円は、台風 14 号で被害を受けました公用車 2 台、公用車用車庫の屋根、旧南部保育所の窓ガラスの破損に伴う修繕料を計上いたしました。

なお、財源は共済金が支払われる予定でありまして、公用車は全額、建物は 2 分の 1 の金額が支払われます。

目 6 公有林管理費、節 11 役務費 15 万 7,000 円は、町有林の森林災害保険料で、湯前町が所有します宮崎県西米良村に所在する町有林 19.88 ヘクタールが 3 年間の更新時期を迎えましたので、その更新料を計上いたしました。

目 8 防災諸費、節 11 役務費 1 万円は、防災士登録等手数料で、令和 4 年度に入り本町職員 2 人が防災士養成講座を受講しましたので、その登録料を計上いたしました。

目 12 災害復旧管理費 69 万 3,000 円は、台風 14 号に伴い大きな被害が発生し、災害査定の準備を行うための会計年度任用職員を、4 か月間雇用する費用を計上いたしました。

目 17 住民税非課税世帯に対する生活支援給付金給付事業費マイナス 1,297 万 2,000 円は、一般会計補正予算（第 5 号）において、令和 4 年度新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業「原油価格・物価高騰対応分」として計上しておりましたが、その後、同じ事業が国の事業として実施されることが判明しましたので、町の事業を更正減額させていただくものでございます。

14 ページにかけまして、目 18 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費 3,044 万 9,000 円は、ただいま御説明いたしました住民税非課税世帯に対する生活支援給付金給付事業に代わる国の事業でして、住民税非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 5 万円を支給するものでございます。支給に関する経費を計上いたしました。

なお、財源は全額国の負担となり、電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費を充当いたします。

項 2 徴税费、目 1 税務総務費、節 17 備品購入費 15 万 4,000 円は、共通納税システム用のパソコンが、新しいシステムに対応していないため、対応できるパソコン 1 台の購

入費を計上いたしました。

節 22 償還金利子及び割引料 15 万 9,000 円は、法人町民税の確定申告に伴う還付金を計上いたしました。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉費、節 3 職員手当等 26 万 6,000 円は、福祉課職員の、タクシー券の発行や新型コロナワクチン接種の申し込み事務をはじめ、臨時的な業務が数多く重なっており、職員の時間外勤務手当等の不足見込み額を計上いたしました。

節 11 役務費 1 万 7,000 円は、オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種移動支援業務に関する通信費を計上いたしました。

節 12 委託料 24 万 7,000 円は、オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種移動支援業務委託料を計上いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金 16 万円は、コロナ禍で懸念される生活困窮者等への支援の一環として、各種生活支援制度や福祉サービスの情報等が適切に届くよう、民生委員の活動の強化を図るため活動費を助成するものです。

なお、財源は全額県の負担となり、民生委員活動助成費補助金を充当いたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節 18 負担金補助及び交付金 3 万 8,000 円は、先天性風しん症候群対策接種補助金は、当初想定していなかった町外の指定医療機関以外での接種が見込まれることから、3 人分を計上いたしました。

目 4 新型コロナワクチン接種事業費、節 12 委託料 17 万 9,000 円は、6 か月から 4 歳までの乳幼児が新型コロナワクチン接種の対象に加えられたことから、健康管理システムの改修を委託するものです。

なお、財源は全額国の負担となり、感染症予防事業費等国庫補助金を充当いたします。

15 ページを御覧ください。

項 2 清掃費、目 3 災害廃棄物処理費 159 万 5,000 円は、台風 14 号関連の災害ごみの処理に要する費用を計上いたしました。対象となるゴミは、町の被災証明があるものに限られます。

なお、財源は対象経費の 2 分の 1 が国の負担となり、災害廃棄物処理事業費補助金 75 万円を充当いたします。

項 3 上水道費、目 2 上水道事業費、節 27 繰出金 469 万 4,000 円は、令和 4 年度新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業「原油価格・物価高騰対応分」でも実施しております、上水道基本料金の補助を 2 か月分延長するもので、対象となる費用を水道事業会計へ繰り出したいたします。

なお、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）を充当いたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目4畜産業費、節18負担金補助及び交付金870万円は、新型コロナウイルスの感染が長期化する中、飼料価格高騰の影響を受けている畜産業者の支援を行うもので、令和3年度の飼料価格の年間平均月額と令和4年度の最高月額を比較して、差額分の15パーセントを乳用牛、肥育牛、繁殖牛ごとに、1頭当たりの単価を設定して、畜産農家1軒の上限100万円とし補助するものです。

なお、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）を充当いたします。

項2林業費、目1林業振興費、節12委託料89万2,000円は、台風14号で被災した私有林内の作業道の修繕を行うものです。

なお、財源は全額国の森林環境譲与税を活用いたします。

節18負担金補助及び交付税30万円は、球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金について、新たに1件の申請がありましたので増額補正するものです。

節24積立金のマイナス89万2,000円は、森林環境譲与税を積み立てる予定であったものを、先ほど説明いたしました私有林内の作業道の修繕に使用しますので、その分の予算の付替えを行うものです。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、節3職員手当等10万円は、このあと御説明いたします「ゆのまえくらし応援券」の事業実施に伴います、職員の時間外勤務手当等を計上いたしました。

15ページから16ページにかけて、

目2商工振興費2,044万8,000円は、「ゆのまえくらし応援券」発行に関する事業費を計上いたしました。町民1人当たり5,000円をお渡しすることとしています。

なお、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）を一部充当いたします。

目3観光費、節10需用費25万円は、台風14号により、ゆのまえ温泉湯楽里の雨どいが破損しましたので、修繕を行うものです。

なお、財源は先ほど説明しましたように、共済金が支払われる予定でありまして、建物は2分の1の金額となります。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節3職員手当等18万1,000円は、台風14号により大きな被害を受けまして、新たに10件程度の災害査定を受けなければならなくなりましたので、その準備に伴う、職員の時間外勤務手当等を計上いたしました。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節14工事請負費1,000万円は、令和2年度に測量設計を実施していたものを元に、その積算事業費を令和4年度の当初予算に計上しておりましたが、その後、県の土木部の設計審査の際に、特殊な工事でございますので、再度積算するよう指摘がございまして、石橋の補修実績がございまして業者3社に見積も

りを依頼した結果、労務費などが大幅に増加しましたので、増額補正をしたものでございます。

なお、財源は道路整備事業債として過疎対策事業債を全額起債予定であります。

すいません説明が抜けておりました。下町橋の補修工事でございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 21 補償補填及び賠償金マイナス 83 万 7,000 円、項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節 21 補償補填及び賠償金マイナス 200 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、修学旅行のキャンセル料を計上しておりましたが、小学校、中学校ともに修学旅行は無事終了いたしましたので、予算の更正減額を行うものです。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 18 負担金補助及び交付金 10 万円は、全国スポーツ大会等出場奨励金につきまして、新たに高校生の陸上競技、小学生のトランポリン競技、社会人の弓道競技などで全国大会や九州大会に出場されますので、不足が見込まれる金額を増額計上いたしました。

目 3 給食費、節 10 需用費 10 万円は、調理器具の故障に伴う修繕料を計上いたしました。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農業用施設災害復旧費、節 8 旅費 2 万円は、台風 14 号の災害査定に伴う九州農政局との事前協議や査定等の普通旅費、職員の旅費を計上しました。

節 12 委託料 1,350 万円は、台風 14 号で被災した農地災害 3 地区（馬返・向田・上堀田）の災害復旧工事測量設計業務の委託料と、馬場から瀬戸口の幸野溝までの排水路が、毎年の豪雨によって、農地や幸野溝に土砂が堆積することから、この排水路の中流域において土砂災害を減少させるための沈砂池を設ける測量設計費も、合わせて計上いたしました。

なお、財源は充当率 65 パーセントの災害復旧債の農林施設災害復旧分として 870 万円を起債予定であります。

節 14 工事請負費 3,300 万円は、蓑谷ため池において、現在、令和 2 年 7 月豪雨により堆積した土砂浚渫を行っていた最中、台風 14 号により、新たに 1 万 3,000 立米の土砂が流入したため、令和 4 年度の災害復旧事業として計上するものです。

なお、財源は県の農地・農業用施設災害復旧事業費補助金 910 万円と、充当率 100 パーセントの緊急浚渫推進事業債 1,900 万円、補助裏を充当率 90 パーセントの災害復旧債の農林施設災害復旧分として 440 万円を起債予定であります。

目 2 林業用施設災害復旧費、節 12 委託料 600 万円は、台風 14 号により林道長谷場線の災害復旧の測量設計業務委託料を計上しました。

なお、財源は充当率 65 パーセントの災害復旧債の農林施設災害復旧分として 390 万円を



起債予定であります。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 河川災害復旧費、節10 需用費400万円は、大谷川に堆積した土砂の撤去費用として応急修繕料を計上いたしました。

節12 委託料1,400万円は、菘谷川と牧良川の河川災害復旧工事測量設計業務委託料を計上いたしました。

目2 道路橋りょう災害復旧費、節12 委託料3,180万円は、町道猪鹿倉横谷線と町道永岡線の道路災害復旧工事測量設計業務委託料を計上いたしました。

なお、項2 公共土木施設災害復旧費の財源は充当率100パーセントの災害復旧債の公共土木施設災害復旧分として4,980万円を起債予定であります。

次に、歳入の説明です。10ページをお願いします。

歳出で説明した分を除いて説明いたします。

款10 地方交付税に、今回の補正財源として309万1,000円を計上しました。

款21 町債は、先ほど歳出で御説明いたしましたとおりでございます。

次に、8ページを御覧いただきたいと思えます。

第2表、地方債の補正で「変更」です。道路整備事業債、ほか事業費ごとに限度額を変更するものです。町債の総額は、10億3,770万円となります。

18ページ以降に職員の一覧を掲載しておりませんので、御覧いただきたいと思えます。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○5番（森山 宏君）** 台風災害で修繕料が上がっていて、そして今総務課長の説明の中にあっただのが、保険適用になりますのでというふうにありました。車両においては全額、建物においては2分の1、この基準といいますか、公共施設というのは、住宅とかいうのも入らないんでしょうか。あと一つ総務課で出てきたのと、あと観光費で出てきている金額があるんですよ、保険料が入ってきますのでというので、これの適用基準というのは、保険適用になるから修繕するという感じですかね。まずその点を伺います。

**○総務課長（西村洋一君）** 今回、保険の対象になるのは、総務費で説明しました車両2台と、車庫の天井、それと旧南部保育所、それと湯楽里の雨樋。保険対象はこの部分になっております。今回の保険対象はそれだけになります。

**○5番（森山 宏君）** 保険対象というのは分かりましたけども、保険対象になるというのは、公共建物というのは、すべて対象になるわけでしょう。この修繕の中身において、見積の基礎、根拠となるものは、どういったことで、この見積が上がってくるのか、というのは、雨樋修理に25万円と計上があります。これは地元の業者さんに見積を依頼されたのか、それともメーカーさんといいますか、施工業者のほうに、見積を依頼されたのか、そこも合わせてお答えください。

**○企画観光課長（本山りか君）** まず、この金額につきましての基礎となります見積につきましては、地元の業者さんに一応お願いしたところでございます。雨樋の修繕で、ちょっと25万円というのはという御指摘かと思いますが、これにつきましては、湯樂里の場所の関係でございまして、高さがありまして、足場等を組むことから、その足場の設置費がこの金額に反映されておまして、通常の雨樋修繕よりも、高額というような御指摘につながったものと思います。そういった内容でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 15ページの民有林内路網改良業務委託料について、お尋ねします。今回は改良のほうで、89万2,000円を上げておられます。令和3年度においては、これは予算は改良だったんですけど、決算で補修ということで、言葉が変わっております。なので、そこは疑問に思っていたところでしたが、今回、改良の予算として対応されるのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 予算に上げております改良という言葉につきまして、当初予算でこういう書き方をしておまして、改良も含めたところで、改良につきましては、部分的にコンクリート舗装等をするとところがございますので、改良という言葉を使っております。そのままの表現になっておまして、実際は修繕ということになります。それは御理解いただければと思います。

**○4番（椎葉弘樹君）** 御承知のとおり、改良というのは、今ある機能よりも、性能よりも高くするというレベルで、そして補修というのは原状回復という意味合いだと思っています。今回は、台風14号で崩れた道路を、さらにより良いものに改良していくという予算でしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 数か所ございます。森林の林道内において、路面が岩とかが入っていて、鋭いところがあれば、タイヤがパンクするので、そういう所とか、勾配がきつい所などは、コンクリート舗装をする場所もございますので、そういうところもあるというところで、通常の陥没したところを元に戻すということではなく、ちょっと複合的なところになるところです。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今ある道路を、被災する前の道路にそのまま戻すことではなくて、災害に強いように、作業道を造りかえるということでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 現状、洗堀したところは元に戻す。そしてさらに場所におきましては、コンクリート舗装などして、強化といいますか、そういうようなところもあると御理解いただきたいと思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 16ページです。土木費の道路橋りょう費の工事請負費ですけども、下町橋補修工事1,000万円につきまして、伺います。当初予算において9,000万円

で工事請負費が計上されております。今回、1,000万円の補正が上程されていますが、説明では、資材の高騰、または労務費等の値上げというかたちで、理由とされております。見積をされる前に、現場の工事をする工程等も、やはり調査をされていると思います。その中で9,000万円の工事請負費になったのではなからうかと思いますが、ほかに工事請負費が増額になった理由につきまして、お伺いします。

**○建設水道課長（中園誠二君）** 総務課長の説明にもありましたとおり、令和2年度からこの事業取り掛かっております。事業費を積み上げる際、その時点でも見積りを取って、事業費を計上したところでございます。今回、実際工事に入らないうち、県のほうから実績がある業者のほうに見積りを取りなさいということで、再度取ったところ、先ほど言いましたように、労務費の上昇、物価上昇等もございまして、計上した予算ではちょっと足りない事態になりましたので、今回補正予算を計上させていただいているところです。

**○3番（遠坂道太君）** 理由は、理解するところですけども、やはりこう予算を編成する前に、予算の原則というものがあるわけですよ、その中で、厳密性の原則ということで、できるだけ厳密に編成されなければならないというかたちになっているわけです。そのへんが少し足りなかったのではないかと私は思っているところでございますが、それにつきまして、町長のほうに伺いたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 先ほどから課長が答弁しておりますが、今回設計が終わりまして、それによりまして当初予算の9,000万円というような予算を組みさせていただいたんですが、その後、熊本県におきまして、設計審査を行っていただいております。その際におきまして、いわゆる壁石の撤去、それから復元工関係については、いわゆる特殊単価という言葉がございまして、これは、もう一度積算して、いわゆる石橋の補修実績のある業者あたりに見積りをしたほうが、入札の時点で、落札等、不落等が生じないという指導がございましたので、敢えて今回は、その見積りをさせていただいたと、その結果、単価がやはり高くなって出てきたということで、今回補正をお願いするというかたちになっております。大変、橋りょう関係についての、石橋ということでございますので、どうしても特殊単価あたりを、うまく反映する必要があるということで、積算の見直しを行った結果、こういうふうなことになったということで、御理解をいただければというところでございます。以上でございます。

**○3番（遠坂道太君）** 町長が答弁されましたけども、私が思うには、最初に石橋の工事の見積りをさせたところが、今回のところが分からなかったというかたちで理解したいと思いますが、県のほうからの指摘で、ちゃんとした石橋の工事ができる業者において、そういうような問題点が発生したというようなかたちでよろしいでしょうか。伺います。

**○町長（長谷和人君）** 今回の分につきましては、社会資本整備事業の交付金によります補助金を、国から補助金を頂きますので、当然、会計検査の対象にもなって参ります。その際に、先ほど言いましたけども、県のほうでの指摘がございましたので、敢えて今回は、三者見積等をとりまして、それを設計書に反映したと、その結果、今の予算では足りないという結果になりましたので、これは、先ほど言いました会計検査対象というかたちにもなりえるし、ちゃんとした単価をもって、基礎をもって、この積算ができていいるという根拠にもなると思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

**○3番（遠坂道太君）** 今町長のほうから答弁されました。理解したいと思えますけども、今後、湯前町指定文化財として残していくために、どのような方向性で取り組んでいかれるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

-----○-----

**○副議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

**○町長（長谷和人君）** 大変失礼しました。下町橋に限らず、観光資源として価値のある文化財でございますので、今回はこういうかたちで補修をさせていただいているわけですが、このほかにも城泉寺とか八勝寺も、これまで補修させていただいた経験がございます。重要な文化財でございますので、未来永劫にわたりまして、やはり適切に補修をしながら、そして有効に観光資源としての活用という部分もございます。加えまして、今御質問頂いております下町橋につきましては、車両の重量等の制限もやっぱりかける必要があろうかというふうに思っておりますし、それから場合によりましては、これ公安委員会のものになるわけですけども、スピード制限とか、そういうのも考えられるのかなということで、今後そこらへんも十分教育委員会あたりとも、文化財担当しておりますので、協議を重ねながら、永遠に残る観光資源、いわゆる歴史資源というかたちで残していきたい、かように思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 同じく16ページの下町橋補修工事について、お尋ねします。下町橋については、令和元年の1月に、一部補修が望ましいということで点検をしたところ、熊大の教授であったり、国交省の専門家を交えて調査して、その時には直ちに応急対応する必要はないということだったんですが、これはあくまでも石橋の部分だけでした。今回、令和2年7月豪雨を受けまして、土台の基礎部分のところがダメージを大き

く受けまして、今回の修繕となったわけです。そうしたときに今回の1億円をかけた部分の補修について、改めて確認しますが、この基礎部分の補強というのは、令和2年7月豪雨級の災害があっても耐えうる強度になる予定でしょうか。

**○建設水道課長（中園誠二君）** まず修繕の経緯につきまして、平成28年に実施しました橋梁点検において、相当悪い数字が出ております。その時点におきまして、車両だけではなく、もう自転車、徒歩での通行も禁止したところがございます。その後、椎葉議員言われたように、熊大の先生等にも視ていただいたところがございますが、今回基礎部分というところにつきましては、コンクリートで補強しまして、強度を増す予定でございます。ある程度の水量にも耐えるものだと思っております。

すいません訂正させていただきます。通行止めをしたのは最近でございました。私平成28年に通行止めしたと言いましたが間違いでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今回1,000万円追加することで、1億円の工事費で、基礎部分しっかりと対応できればいいなという思いはあるんですが、何せ予算が予算なだけに、土台部分は、お金をかけてでもしっかりと造り上げてほしいということで、もし不足する場合には、補正をするなりして考えて行かなくてはならない部分だと思いますので、その部分については町長にお伺いしますが、どのようなお考えなのかについて、お尋ねします。

**○町長（長谷和人君）** 大変今重要な質問をして頂いたところでございまして、老朽化というのも現状としてございますので、これから業者が決まりまして、手法を組み立て、一部欠損部位があるとか、中には中詰め部分がひよっとして空域があったりとかいうことで、予想もしないようなことが起こるのではなかろうかと、ちょっと私もそこらへんどうなるのかなあと、逆に言うところと心配しているところがございますので、もしもの場合は、また補正というのもあり得るのかなというふうにも思っております。これやっばり時間が経っているということと、それから開けてみて、中の部分がどうなっているかというのもあるのかなというふうにも思っておりますので、私の勘が当たらなければいいんですけど、当たらないということで、今のところは予算は組んでいるんですけども、分からないということも、ちょっと一つ御理解をいただければというところがございます。ありがとうございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8番（金子光喜君）** 関連で下町橋の質問をさせていただきます。地元の間人として非常に皆さんに関心を持っていただいて、ありがたく思っておりますし、一日も早い開通、復旧を願っている者の一人であります。いろいろ話をされておりますけれども、最終的にはきちんとした補修ができて、これまでどおり通れるようになるのが一番の願いであります。さまざまに情報等を総合しますと、将来的には通行に関する規制とか、そうい

うことも必要になるのかなあという話もありましたけども、そのあたり現時点での考えとして町長の答弁をお願いしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 今、金子議員おっしゃるように、当然その地区内の皆様にとりましては、重要な交通手段の橋りょうの部分となっておりますので、そこらへんにつきましては、長くやっぱり石橋でございますので、残すためには重量制限等も必要になってくるのではなかろうかと思っております。その場合につきましては、橋台部分がどれだけ持ちきるかというのがありますので、専門的な意見もお聞きしながら、重量制限もどれだけ制限がかけた方がいいかというの、もう少しちょっと時間を追ってさせていただければというふうに思っております。なおちょっと余計な回答をさせていただきますけども、下町橋、今回、令和2年7月豪雨災害、併せまして台風14号によりまして、カーブ部分から上流から土石流が実は来ておりまして、その撤去も行っていただくように県のほうに要望しているところでございます。非常にロケーションのいい所でございますので、先ほど言うておりますように、観光資源としても重要な位置でございますので、やはり橋りょうとしては、熊本県内においても、人吉球磨におきまして、重要な石橋というふうに私としては位置づけておりますので、しっかりと対応していきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○5番（森山 宏君）** 先ほどのちょっと質問が足りなかったので、観光施設、湯楽里ですね、湯楽里の修繕に関しては、100万円以下というのは、事業者負担だと思っておりますが、まずその一点お尋ねします。

**○企画観光課長（本山りか君）** 指定管理施設でございます湯楽里につきましては、指定管理協定を町と結ばせていただいております。その指定管理協定の中で、今議員おっしゃいましたとおり、通常の修繕等におきましては、100万円を境にしたりとか、設備に関しては、50万円を境にということで、リスク分担をしているところでございますが、今回につきましては、不可抗力の部分ということで、これはリスク分担の中で別途定めさせていただいております。不可抗力と申しますのは、具体的に暴風ですとか豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動等ですね、これで町または指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的、または人為的な現象、これに伴います施設整備の修理による経費の増加等につきましては、町の負担ということで、取り決めをしているところでございます。それに基づきました今回の対応ということで、御理解をいただければと思います。

**○5番（森山 宏君）** それであると、25万円見積りを取ったらかかると、5、6メートルぐらいの雨樋の話だったですかね、これですて25万円保険かけてるけん保険の来るけん半分は町の負担でいい、この負担金に関しては、事業者に対して、半分ででくつと

ばい、半分は出してくれんなとかいう交渉というのは、その協定があるからできないということですかね。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい、今申し上げましたとおり、こういった不可抗力につきましても、原則的に町の負担ということで定めておりますので、当然ですね、その都度協議はさせていただきます、そこらへんで双方の確認というところで進めているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 13 ページの総務費の防災諸費の、役務費の中で、防災士登録等手数料につきましても、先ほど課長のほうから、今回3名の方が登録されたということでございますが、今後各地区で防災を担当される住民の方がいらっしゃるわけですが、その中で、今後各地区におきまして防災士として何名の方を登録していくのか、そのへんにつきましても、お伺いしたいと思います。

**○総務課長（西村洋一君）** 防災士に関しましては、とりあえずは職員、または消防団幹部の方とか、そちらから徐々に広げて行こうとは考えております。実際、最終的に何人とか、そういった計画はまだないところでございます。しかしながら災害に関する自助の部分を広げていくには、自ら取っていただくと助かります。また支援もしていきたいと考えております。

**○3番（遠坂道太君）** 今後、いかなる災害が起きるか分かりませんが、やはり今各地区でいろんな協議もなされているところでございますので、その分町の後押しをしていただければと思っております。今後とも検討していただければと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第9号）」について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第7 議案第55号 令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第7、議案第55号、「令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第55号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）の提案理由の説明を申し上げます。

この度の水道事業会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）を活用した、水道料金減免事業につきまして、一般会計から事業費を繰り入れるために補正をするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○建設水道課長（中園誠二君）** 議案第55号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

今回の補正は、一般会計予算でも説明がありました、追加配分されました「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業」の「重点交付金」枠に関する補正予算計上となります。

内容につきましては、現在、「原油価格・物価高騰対応分」枠を利用しまして、水道使用料の基本料金を、9月請求分から12月請求分まで減免しておりますが、今回「重点交付金」枠を財源に、1月請求分から2月請求分まで、引き続き住民の方々への支援を2か月間継続するものであります。現在の減免同様に、公共施設・公民館・消防詰所などを除く世帯に、水道使用料の基本料金、ひと月当たり1,540円を減免するものでございます。

2ページを御覧ください。

第2条、収益的収入の補正になります。

令和4年度湯前町水道事業会計予算第3条に定めた、収益的収入の予定額を補正するもので、科目、第1款 収益的収入の合計額8,240万8,000円に変更はなく、第1項、営業収益6,831万5,000円から、469万4,000円を減額し、6,362万1,000円に。また、第2項、営業外収益1,409万円に、469万4,000円を追加し、1,878万4,000円とするものです。

また、第3条、他会計からの補助金としまして、水道料金軽減事業のため、一般会計からの補助金を受ける金額は、前回分を含め1,408万2,000円となる。としています。

8ページをお願いします。

令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）見積の基礎により、御説明いたします。

款1 収益的収入、項1 営業収益、目1 給水収益、節1 水道使用料から、469万4,000円



を減額し、項2 営業外収益、目4 一般会計補助金、節1 一般会計補助金へ、同額の469万4,000円を増額するものです。

これは、前回同様に、国から配分される「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」が一般会計に歳入されることから、水道事業会計へ予算の組み換えを行うものです。

以上で、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、「令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議員派遣について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第8、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第9、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事

項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 令和4年第8回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時13分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員